

質問第三号

奄美大島学生生徒の日本本土留学に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年二月八日

参議院議長 佐藤 尚武殿

川 上 嘉

奄美大島学生生徒の日本本土留学に関する質問主意書

鹿児島県奄美大島はポツダム宣言受諾に伴い終戦直後占領軍の直接統治下に入り昭和二十一年二月以降日本本土との政治的、経済的その他あらゆる関係は遮断されている。その為に従来日本本土において勉学を続けていた数千の学生生徒は学資送金の道をたれ、或は年々数千名の日本本土への進学希望者の望みは全く失われ学業半ばにしてこれを放棄せざるを得なくなる者、失意のあまり放浪の群に投ずる者等続出し、その結果の及ぼす影響は全く暗たんたるものがある。かかる実情はこれを一日も見逃すべきでなく、政府は急速にこれが対策を講ずべきである。

一、奄美大島より日本本土への学資送金について政府の所見並びにその具体策如何。

一、奄美大島より日本本土への進学について政府の所見並びにその具体策如何。